

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
3	小野由美子（21）	<p>1. 収益を伴わない法人への行政手続のスリム化について</p> <p>(1) 富士市に事務所を置くNPO法人は、NPO法に基づき、毎年通常総会を開催し、事業報告書等を市民協働課に提出します。理事長・事務所などの定款の変更には総会后、法務局で登記を受け、その後、市民協働課に資料を提出することになっています。</p> <p>しかし、法務局と市民協働課に提出されている事務所の変更等の情報が市民税課には届かず、市民税の減免申請書等の重要書類が年度をまたいだ後も、変更前の旧事務所に何度も郵送されています。</p> <p>毎年4月上旬に郵送される減免申請書類の提出期限は4月30日です。他の住所に送付され、間に合わないケースもあると聞きます。</p> <p>デジタル変革宣言をした富士市として、今後、庁舎内の情報共有をどのように改善していくのかお聞きします。</p> <p>(2) 市民協働課が発行している、特定非営利活動法人事務の手引き③資料編では、県民税・市民税に関し、静岡県及び県内全ての市町では、収益事業を行わないNPO法人に対して減免措置が取られている旨、明記されています。しかし、静岡県と富士市ではその取扱いが大きく異なります。</p> <p>県民税は、静岡県税賦課徴収条例第14条の3（法人の県民税の均等割の減免）において、収益事業を行わないものに限り、法人の県民税の均等割を減免することができるとし、NPO法人設立時に収益事業を行わない旨報告をすると、その後、毎年減免申請をしなくても、収益事業開始申請を行わない限りずっと減免されます。</p> <p>しかし、富士市では、毎年4月上旬に送付される減免申請書類が、たとえ誤った送付先に送られたとしても、4月30日までに提出しない限り、5万円の法人市民税が徴収されます。</p> <p>減免申請手続は、町内会等の収益を伴わない法人に対しても、以前は同様の手続が必要でした。しかし、町内の公会堂等の固定資産税の減免申請に関し、町内会長からの要望で、毎年申請を行わなくてもよくなったと聞きます。</p> <p>収益事業を行わないと報告してあるNPO法人等々には、静岡県と同様の申請手続なしで減免措置を取るべきと思いますがいかがですか。</p> <p>(3) 市民が納税に当たり、行政当局からの親切な情報提供は大事であると感じます。何らかの決定措置を行う前に、事前通知もしくは何らかの連絡等の納税指導があるべきと感じます。その点に関し、市はどのようにお考えかお聞かせください。</p> <p>2. 新環境クリーンセンターと循環啓発棟等の災害時の対応等々について</p> <p>新環境クリーンセンター工場棟と循環啓発棟がオープンし</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
3	小野由美子（21）	<p>て5か月となります。それらの運営状況等について、以下質問します。</p> <p>(1) 令和3年2月13日、午後11時8分に発生した福島県沖地震により、新環境クリーンセンターが位置する一帯は約3時間にわたる停電となりました。新環境クリーンセンターの今回の地震での影響と対応と対策、及び新環境クリーンセンターの防災マニュアル作成状況についてお聞きします。</p> <p>(2) 循環啓発棟における発災時の対応として、災害時に循環啓発棟を利用している一般市民の誘導と対応、及び災害後の一般市民へのお風呂や電気等の開放等々についてお聞きします。また、その後の福祉避難所開設・運営の体制についてお聞きします。</p> <p>(3) 富士市では、学校給食で発生する生ごみは、資源化しています。循環啓発棟の食事処等で発生する生ごみも資源化すべきと考えますがいかがですか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
4	海野 庄三（15）	<p>1. 福島県沖を震源地とした地震直後に起きた大停電で問われる富士市の危機管理体制について</p> <p>2月13日、午後11時8分、福島県沖を震源地とするマグニチュード7.3の地震が発生し、福島県と宮城県では最大震度6強を観測した。</p> <p>経済産業省のまとめによれば、今回の地震により東京電力と東北電力の両管内で約95万戸が停電、震源地から遠い静岡県内も東京電力管内である東部地区全体で約17万5000戸、最大の揺れが震度4だった富士市内では世帯数の半数強に当たる約6万2000戸が地震発生直後から約3時間にわたって停電している。</p> <p>震源地から遠く離れた地域が大停電。その理由をインターネット上で電力会社は、地震の影響で複数の発電所が自動停止。電力の需要と供給のバランスが崩れ、管内全体が停電するブラックアウトが発生する不安があったため、それを回避するために人口密度を基本に行政や経済に関する機能、交通機関などを総合的に考慮して送電線単位で事前に設定してある停電の措置を取ったためと説明。果たせるかな総合的に考慮して最優先に位置づけられている東京都内の停電は10戸未満であった。</p> <p>また、長時間停電については、発電所が無傷だったことが確認できても再稼働には、それなりの時間がかかるとしている。</p> <p>以上の状況から、大停電時に対する富士市の危機管理を検証、強化が必要ではないかと判断。この判断を下に、以下、6点の質問を提示、回答を願いたい。</p> <p>(1) 今回の福島県沖地震と発生直後の市内の大停電に対し、防災の中核機関である防災危機管理課は、どう対応したのか。</p> <p>(2) 今回の地震の富士市内の最大の揺れは震度4で、これといった被害報告はなく、地震による大停電も深夜から未明にかけての約3時間だったことから、社会生活への影響は軽微であった。しかし、これが通勤と通学が重なる午前6時から午前9時までの時間帯であったならば、交通事情を中心に大きな混乱を招いたことは必定と言える。そうした際、耐震化を図り、非常電源も装備している市内を網羅した防災行政無線をはじめ、ウェブサイトなど様々なチャンネルで注意やマイカー利用の自粛を呼びかけることが必要と思われるが、情報伝達に向けてのシナリオなど準備は万全か。</p> <p>(3) 2011年3月11日に発生した東日本大震災の教訓として、停電時にも機能する電源付加装置付信号機の整備が進められているが、費用面から、その切り替えは遅々としていると言われる。信号機の整備は国や警察当局の担当であるが、市当局は市内の整備状況を把握しておく必要があると思う</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
4	海野 庄三（15）	<p>がいかがか。</p> <p>(4) 停電時でも機能する電源付加装置付信号機の整備状況次第では、児童生徒の安全確保のため、市内の小中学校等が導入している情報伝達システムをもって豪雨警戒発令時と同様、登校時間帯が地震による停電中の際には自宅待機とすべきと思うが、発信メニューにそれが組み込まれているか。未対応ならば可及的速やかに組み込むべきではないか。</p> <p>(5) 2016年4月14日に発生した熊本地震は、余震の怖さと警戒の強化を教訓として突きつけている。地震が発生し、大停電した際には、震源地から遠くても余震の発生で再び大停電になることが予想されるだけに、今後の災害及び防災情報の提供には、そうした被害未然防止にも視野を広げるべきではないか。</p> <p>(6) 以上の質問の総括として、富士市防災会議が作成、発行している「富士市地域防災計画」の一般対策編及び地震対策編に盛り込まれている災害広報計画や広報活動を多角的複眼思考をもって検証、要領の一部も組み込むなどして計画と活動の具現化を図り、強化に結びつけるべきではないか。</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
5	吉川 隆之（2）	<p>1. コロナ禍における行政の情報発信と課題について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、深刻度を深めた第3波渦中の昨年12月、本県の感染対策の中核機能を担う県当局は、「富士市はクラスター（感染者集団）の多発により飲食業などのサービス産業業界に感染者が急増している」と発表、さらに、それまでの店主の合意に基づく店名公表ではなく、より感染拡大防止の効果が期待できるとしてクラスター発生の飲食店が存在する地域ゾーンの公表に踏み切っている。</p> <p>公表されたのはJR富士駅の駅北地区と駅南地区の一部で、しかも自治会名（町内会名）も公表。この県当局の地域ゾーン及び自治会名の公表は、メディアによって市内、県内のみならず全国にも流され、商店街は客足がぼったりと途絶える状況を招き、飲食店やその納入業者のみならず、商店街を構成する小売業者全般に深刻な経営危機をもたらしている。</p> <p>さらに、自治会名の公表に対し、居住する住民から、「自治会全体がウイルス汚染地域と受け止められるのでは」との困惑と憤りの声が上がった。</p> <p>今後に向けての課題に視点を当てた2点を質問、回答を願いたい。</p> <p>(1) 今回の県当局における異例とも言える地域ゾーンや、自治会名まで踏み込んだ感染情報の公表をどう受け止めているのか。</p> <p>(2) 県当局の公表によって、公表地域の店舗及び住民の物理的、精神的な被害だけでなく、得手勝手な解釈や憶測による風評被害も懸念され、それが現実となっている。富士駅周辺の現状について、どのように受け止めているか。</p> <p>(3) 富士駅周辺を含め、市内の各事業所の中で新型コロナウイルス感染予防の対策を行い、安全宣言をした飲食店を含む事業所は何社あり、また、当局として、その安全宣言をしている事業所のマップなどの作成をしていないか。</p> <p>2. 静岡県富士水泳場の活用について</p> <p>2003年のNEW！！わかふじ国体夏季大会の開閉会式及び水泳競技場として、県事業によって富士市大淵の総合運動公園内に誕生した静岡県富士水泳場（以下、「県富士水泳場」という。）は、日本水泳連盟公認の長さ50メートル、幅25メートルの競泳プールと長さ25メートル、幅25メートルの飛込プールを完備し、開設以来、大会だけでなく、市民にもその利用が制限つきで開放されている。</p> <p>県が建設及び管理運営責任も担っているが、富士市のスポーツ振興のみならず観光振興などシティプロモーション機能も期待できるスポーツ施設である。</p> <p>より一層の利用効果に向けて、以下4点を質問、回答を願いたい。</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
5	吉川 隆之（2）	<p>(1) 県富士水泳場は、2003年のNEW！！わかふじ国体以降も競技プールでは2017年8月開催の第68回日本実業団水泳競技大会などメジャー大会が開かれ、飛込プールにおいては、2018年にFINAダイビングワールドシリーズが開かれている。東京オリンピック・パラリンピックではスイス連邦水泳チームの事前合宿地になることも決定しており、これをチャンスと捉えて富士市としてスポーツ観光の面からも大会誘致に取り組むべきと思うが、市長のお考えをお聞きしたい。</p> <p>(2) 2003年のNEW！！わかふじ国体開催時は仮設のサブプールで対応しているが、県富士水泳場には常設のサブプールが完備されていない。日本選手権など、よりメジャーな国内大会や国際大会の開催に向けてはサブプールが必要不可欠であり、富士市として実現に向け何らかの手を打つべきではないか。</p> <p>(3) これまで県富士水泳場では、メジャー大会も開かれているが、観客が少ないことが指摘されている。2019年11月には全国巡回の第2回日本社会人選手権水泳競技大会が開かれているが、入場無料にもかかわらず観客席は閑散とし、閑古鳥が鳴く状況であった。市民の来場を呼びかける効果的な広報活動が必要でないか。同時に、世界文化遺産の富士山の麓で開かれる国内大会として市外にも周知し、来場に結びつける効果的な手だてを検討すべきではないか。</p> <p>(4) 今後、国内大会などメジャー大会の開催時には、スポーツ観戦を教育活動と位置づけ、小中学生にその機会を提供することを検討してはどうか。</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
6	下田 良秀（5）	<p>1. 富士川支流における凝集剤の含まれた生コンスラッジ不法投棄や、富士市で違法な土砂埋立てが問題になる中での水道水の安全性について</p> <p>現在、富士川支流における生コンスラッジの不法投棄や、違法な土砂埋立てが問題となっている。</p> <p>山梨県では、2月21日に富士川の支流で雨畑川に産業廃棄物を不法投棄した業者の社名を公表し、嚴重注意を行った。</p> <p>不法投棄された産業廃棄物は生コンスラッジと呼ばれる汚泥で、山梨県の担当者からは最大約3000立方メートルの土砂が流出されたとの報告がなされた。さらに報道ではその産業廃棄物にはアクリルアミドポリマーを含む3種類の凝集剤を混ぜていたとのことである。</p> <p>アクリルアミドポリマーは環境にも多大な被害を与えるが、紫外線などにより分解され低分子化し、発がん性物質であるアクリルアミドのモノマーとなることで水溶性が高くなり、川の水にも混入することが問題となっている。</p> <p>一方で、富士市の山間部でも違法な土砂埋立てがなされており、対策に注力されているが、市民の中からは土砂に汚染物質が含まれていないか、水道水は安全かとの心配する声がある。</p> <p>市民の安全・安心のためには、ライフラインでもある水道水の安全性の確保及び情報提供が必要不可欠と考え、以下質問する。</p> <p>(1) 富士川上水を中心に富士川に関連する上水道の水質の安全性について</p> <p>(2) 違法な土砂埋立てが影響する可能性のある地域での上水道の安全性について</p> <p>(3) 上水道の水の安全性に対する今後の対策について</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
7	小池 智明（18）	<p>1. コロナ禍で考える富士医療圏の現状と課題、そして今後について</p> <p>正体がいまだよく分からないと言われる新型コロナウイルスの感染が拡大する中、昨年12月に富士市立中央病院でクラスターが発生し、最終的に患者、医療関係者等、計133名に感染が拡大した。</p> <p>12月末には、NHKの全国ニュースでも報道され、その後も正月を挟み10名以上の感染者発生が続くなど、医療体制の維持に対する懸念が高まるとともに、中央病院、そして富士市のイメージダウンも心配である。</p> <p>一方、クラスターが発生したことは残念なことであり、反省しなければならないことも多くあろうが、富士圏域だけでなく、県東部地域の拠点病院として、病院長はじめ、医師、看護師、検査技師、事務スタッフ、様々な物品を納入する業者等、多くの関係者の皆様の献身的な尽力により、1月30日にはクラスターの終息が発表され、現在はほぼ平常どおり運営されていると聞く。</p> <p>そして、感染症指定医療機関として、またその後指定を受けた新型コロナウイルス感染症重点医療機関（以下、「重点医療機関」という。）として、現在も市内だけでなく、市外からも複数の中等症、重症患者を受け入れている。</p> <p>しかし、中央病院がこのような広域的、拠点的な役割を懸命に果たしていることが正確に伝わらず、クラスター発生により、市民の間でも「中央病院＝マイナスのイメージ」が一方向的に定着してしまっているように感じる。</p> <p>私は、いろいろな意味で悔しい思いでいっぱいである。</p> <p>保健・医療政策は、国が決定したものを県が実施し、市町は黙って見ているだけの様な仕組みに、まず大きな疑問を感じるが、これまでの新型コロナウイルスに対する市民の思いを踏まえると、今以上に基礎自治体である市町同士が連携・調整するとともに、国や県に対し声を上げていく必要があると考える。</p> <p>こうした中、以下質問する。</p> <p>(1) 重点医療機関としての中央病院の動きについて</p> <p>① 中央病院は、令和2年8月に県から主として中等症以上の患者を受け入れる重点医療機関に指定されたが、どういう考え方、経緯で重点医療機関の指定を受け、感染患者の受入れをどう行ってきたのか。</p> <p>② 中央病院では、感染患者を受け入れ始める際、さらに重点医療機関の指定を受けてから、患者受入れに関する他市の公立病院との役割分担等の調整は、どの機関（県保健所、あるいは中央病院等）がどう行ってきたのか。</p> <p>③ 中央病院が市内外から受け入れた新型コロナウイルス感染患者の合計人数と症状、治療の推移、また受入患者が居住する市町別内訳人数はどの程度か。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
7	小池 智明（18）	<p>(2) 民間病院等との連携・調整について</p> <p>① 感染患者の病床を確保するためには、民間病院の理解と受入れが必要との意見があり、先頃、それを促すことを含む感染症法の改正、施行がなされた。中央病院が中心となり、地域完結型医療体制構築を目的に、一昨年8月に民間病院を含む市内9医療機関が参加し設置した富士市病院相互連携会議などでは、病床確保、患者受入れ等をどう調整しているのか、また今後どう取り組むのか。</p> <p>② 感染から回復した患者を受け入れる等のいわゆる後方支援について、富士市医師会や介護施設等とはどう連携・調整しているのか。</p> <p>(3) 周辺自治体との連携・調整について</p> <p>① 新型コロナウイルス感染防止・治療対策に関する富士医療圏のトップ協議（富士保健所長、富士市長、富士宮市長）は行われているのか。</p> <p>② 以前より、医師数をはじめとする医療資源の少なさが顕著な富士医療圏においては、今回のコロナ禍を通じて、改めて富士市立中央病院、富士宮市立病院、共立蒲原総合病院の連携、役割分担の重要性を感じる。これを機に「(仮称)三公立病院あり方研究会」を設置する考えはないか。</p>	市長 及び 担当部長